

平成二十九年二月十七日提出
質問 第七六号

子宮頸がんワクチンに関する質問主意書

提出者 上西小百合

子宮頸がんワクチンに関する質問主意書

平成二十九年二月十三日に、子宮頸がんワクチンの副作用で健康被害が生じたとして、患者女性二十八人が、国と製薬会社を相手どり、訴訟を起こし、その第一回口頭弁論が東京地裁で始まりました。患者側は、「ワクチン接種後の後遺症」についてその責任を求め、国は、「ワクチンと健康被害の関係は否定」、「ワクチンの高い予防効果」を主張しています。

私は、この訴訟において、子宮頸がんワクチン効用の真実が明らかにされ、国民の安心、安全が守られることを期待しております。

そこでお尋ねします。

- 一 この訴訟に関して、政府の見解を確認したいので答弁願いたい。
- 二 ワクチン接種後、そのことが起因しているかどうかは別にして、なんらかの病状が発症した患者に対し、政府はなにか救済策をしていると思います。お示し下さい。
- 三 ワクチン接種後の接種者の情報は非常に重要なものです。政府は、疫学的調査方法の実施について、副反応検討部会でもいろいろと議論されているやに聞いていますが、その内容等についてお伺いしたい。

四 平成二十五年六月に、「子宮頸がんワクチンの積極的な接種勧奨の一時差し控え」の勧告があり、現在、政府はワクチン接種の勧奨を差し控えています。私は、ワクチン接種の安全性が確認されるまで、ワクチンの接種は控えてもいいのではないかと思っておりますが、政府は、ワクチンの積極的接種勧奨を再開する予定はあるのですか。また、どのような状況になった場合に再開を考えるのかを伺いたい。

右質問する。